

国際税務==コラム Let's have a break!

ニュージーランドの付加価値税制

前回のコラムでは、諸外国の軽減税率制度につ いて紹介をしました。EU及びOECD各国は、標 準税率が高く、ほとんどの国が軽減税率等を設定 しているため複雑な税制となっています。

これに対して、単一税率を採用している国(*1) は、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、 韓国、台湾、インドネシア、シンガポール、タイ、 フィリピン、メキシコ等があり、いずれの国も比 較的低い標準税率で、多くの国で非課税の範囲が 広く、税制が簡単とされています。

この中にあって、ニュージーランドは、世界的 にも最も簡素な税制と言われています。

ニュージーランドの付加価値税制はGST (Goods and Services Tax) と呼ばれ、原則的 に年間の総収入額が60,000ドル(*2)以上であれ ば納税義務者となり、何度かの増税を経て、現在 ほとんどすべての経済取引に15%の単一税率が適 用されています。また、インボイス制度がとりい れられており、取引のうち、利息等の金融サービ ス、寄付、住宅家賃、罰金は課税除外取引とされ、 ゼロ税率の適用されるものに輸出、企業の売買、 土地の売買があります。日本のような軽減税率の 適用や簡易課税制度はありません。簡素な税制と 言われていますが、特定の取引につき調整項目が あり、それは少し複雑かと思われます。

付加価値税の導入、増税に付随する逆進性の緩 和についてニュージーランドでは、社会保障給付 (年金、失業手当、疾病手当、障害者手当、介護 手当、学生手当など)並びに税額控除制度の充実 拡大が行われています。後者の家族支援を目的と する税額控除制度としては、家族税額控除

(Family Tax Credit)、最低家族税額控除 (Minimum Families Tax Credit)、就労税額控 除 (In-work Tax Credit)、新生児税額控除 (Parental Tax Credit, Best Start Tax Credit) などの給付つき税額控除制度 (Working for Families Tax Credit (WfFTC)) があります。

余談ですが特例の一つに、ホテルの利用にかか るGSTで、28泊以後は、宿泊料の60%のみへの 課税に減額される制度(Four weeks rule)があ ります。ニュージーランドが観光立国に注力する 現れでしょうか。

(国際特別委員 田中久義)

注記

- *1 ここでは、ゼロ税率については、結果的に免 税と同じと考え、それを複数税率としてはカウ ントしていません。
- (2020年2月15日現在)

参考文献

- 1. 「GST guide」, IR375, September 2019, Inland Revenue, New Zealand
- 2. [Smart buisiness], IR320, April 2019. Inland Revenue, New Zealand
- 3.「ニュージーランドの資本所得課税改革」、 Discussion Paper Series No.182、中央大学、 篠原正博、2012年5月
- 4. 「消費税の複数税率化を巡る諸問題」、税務大 学校論叢42号、望月俊浩、平成15年6月30日